

条 例 議 案 参 考 資 料

(議案第 9 5 号～議案第 1 3 2 号)

令和 7 年第 2 回 (6 月) 川 口 市 議 会 定 例 会

令和7年第2回（6月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第 95号参考資料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1
議案第 96号参考資料	川口市保育施設等事故検証委員会設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1 3
議案第 97号参考資料	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照表……………	1 4
議案第 98号参考資料	川口市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1 8
議案第 99号参考資料	川口市心身障害福祉センターわかゆり学園設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表…	1 9
議案第101号参考資料	川口市障害者就労継続支援施設設置及び管理条例を廃止する等の条例案新旧対照表……………	2 4
議案第103号参考資料	川口市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	2 5
議案第104号参考資料	川口市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	2 7
議案第131号参考資料	川口市税条例の一部を改正する条例新旧対照表……………	2 8
議案第132号参考資料	川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表……………	3 1

議案第 95号参考資料

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第65号）
（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																				
（個人番号を利用することができる事務） 第3条 （略） 2 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務（以下「<u>特定個人番号利用事務</u>」という。）を所掌する機関は、当該事務の処理に関し、自らが保有する特定個人情報ファイルに記載され、又は記録された同号に規定する利用特定個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。 3・4 （略） 別表第1（第3条関係） <table><tr><th>機関</th><th>事 務</th></tr><tr><td><u>1</u> 市長</td><td rowspan="6">（略）</td></tr><tr><td><u>2</u> 市長</td></tr><tr><td><u>3</u> 市長</td></tr><tr><td><u>4</u> 市長</td></tr><tr><td><u>5</u> 市長</td></tr><tr><td></td></tr></table>	機関	事 務	<u>1</u> 市長	（略）	<u>2</u> 市長	<u>3</u> 市長	<u>4</u> 市長	<u>5</u> 市長		（個人番号を利用することができる事務） 第3条 （略） 2 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務_____を所掌する機関は、当該事務の処理に関し、自らが保有する特定個人情報ファイルに記載され、又は記録された同号に規定する利用特定個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。 3・4 （略） 別表第1（第3条関係） <table><tr><th>機関</th><th>事 務</th></tr><tr><td><u>1</u> 市長</td><td><u>法別表23の項下欄に掲げる事務に準ずる事務であつて、生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対するもの</u></td></tr><tr><td><u>2</u> 市長</td><td rowspan="6">（略）</td></tr><tr><td><u>3</u> 市長</td></tr><tr><td><u>4</u> 市長</td></tr><tr><td><u>5</u> 市長</td></tr><tr><td><u>6</u> 市長</td></tr><tr><td></td></tr></table>	機関	事 務	<u>1</u> 市長	<u>法別表23の項下欄に掲げる事務に準ずる事務であつて、生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対するもの</u>	<u>2</u> 市長	（略）	<u>3</u> 市長	<u>4</u> 市長	<u>5</u> 市長	<u>6</u> 市長	
機関	事 務																				
<u>1</u> 市長	（略）																				
<u>2</u> 市長																					
<u>3</u> 市長																					
<u>4</u> 市長																					
<u>5</u> 市長																					
機関	事 務																				
<u>1</u> 市長	<u>法別表23の項下欄に掲げる事務に準ずる事務であつて、生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対するもの</u>																				
<u>2</u> 市長	（略）																				
<u>3</u> 市長																					
<u>4</u> 市長																					
<u>5</u> 市長																					
<u>6</u> 市長																					

6 市長	
7 市長	住登外者宛名番号管理機能（住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、本市において事務に必要な情報を住民基本台帳とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を特定するための番号を付し、氏名、住所等の情報を一元的に管理するための機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
(略)	
9 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「準生活保護関係情報」という。）又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

7 市長	
(略)	

別表第2（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「準生活保護関係情報」という。） _____ _____ _____であって規則で定めるもの
2 市長	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに	準生活保護関係情報_____ _____であって規則で定めるもの

		関する事務であって規則で定めるもの			関する事務であって規則で定めるもの	
3	市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務（以下「生活保護関係事務」という。）であって規則で定めるもの	地域生活支援事業関係情報、 <u>重度心身障害者医療費関係情報、障害者福祉手当関係情報、子ども医療費関係情報、ひとり親家庭等医療費関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	3	市長	<u>重度心身障害者医療費関係情報</u> 、 <u>障害者福祉手当関係情報、子ども医療費関係情報又はひとり親家庭等医療費関係情報</u> であって規則で定めるもの
4	市長	生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務（以下「準生活保護関係事務」という。）であって規則で定めるもの	<u>地域生活支援事業関係情報</u> <u>、重度心身障害者医療費関係情報、障害者福祉手当関係情報</u> <u>、子ども医療費関係情報、ひとり親家庭等医療費関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	4	市長	地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項による福祉手当の支給に関する情報、重度心身障害者医療費関係情報、障害者福祉手当関係情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報、子ども医療費関係情報、ひとり親家庭等医療費関係情報、国民健康保険給付関係情報又は後期高齢者医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
5	市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成	<u>準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの	5	市長	<u>準生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの

	6 年法律第 3 0 号) による支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
6 市長	老人福祉法（昭和 38 年法律第 1 3 3 号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8 市長	介護保険法による居宅サービス等を利用する被保険者が負担すべき額の一部を補助する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、 <u>準生活保護関係情報、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの
(略)		
10 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、 <u>特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福</u>	<u>住登外者宛名情報</u> であって規則で定めるもの

	6 年法律第 3 0 号) による支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
6 市長	老人福祉法（昭和 38 年法律第 1 3 3 号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報 _____ であって規則で定めるもの
7 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報 _____ であって規則で定めるもの
8 市長	介護保険法による居宅サービス等を利用する被保険者が負担すべき額の一部を補助する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、 <u>準生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報</u> _____ であって規則で定めるもの
(略)		

		<u>祉サービスの提供に 関する事務であって 規則で定めるもの</u>				
<u>1 1</u> 市 長	身体障害者福祉法（ 昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）による障害 福祉サービス、障害 者支援施設等への入 所等の措置又は費用 の徴収に関する事務 であって規則で定め るもの	<u>準生活保護関係情報又は住登外者宛名 情報</u> であって規則で定めるもの		<u>1 0</u> 市 長	身体障害者福祉法（ 昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）による障害 福祉サービス、障害 者支援施設等への入 所等の措置又は費用 の徴収に関する事務 であって規則で定め るもの	準生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの
<u>1 2</u> 市 長	知的障害者福祉法（ 昭和 3 5 年法律第 3 7 号）による障害福 祉サービス、障害者 支援施設等への入所 等の措置又は費用の 徴収に関する事務で あって規則で定める もの	<u>準生活保護関係情報又は住登外者宛名 情報</u> であって規則で定めるもの		<u>1 1</u> 市 長	知的障害者福祉法（ 昭和 3 5 年法律第 3 7 号）による障害福 祉サービス、障害者 支援施設等への入所 等の措置又は費用の 徴収に関する事務で あって規則で定める もの	準生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの
<u>1 3</u> 市 長	<u>特別児童扶養手当等 の支給に関する法律 （昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）による特 別児童扶養手当の支 給に関する事務であ って規則で定めるも の</u>	<u>生活保護関係情報、準生活保護関係情 報又は住登外者宛名情報</u> であって規則 で定めるもの				
<u>1 4</u> 市 長	<u>特別児童扶養手当等 の支給に関する法律 による障害児福祉手 当若しくは特別障害 者手当又は国民年金 法等の一部を改正す る法律（昭和 6 0 年</u>	<u>生活保護関係情報、準生活保護関係情 報又は住登外者宛名情報</u> であって規則 で定めるもの				

		法律第34号) 附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの				
15 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、準生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、障害者関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの		12 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報 _____ _____ _____であって規則で定めるもの
16 市長	(略)			13 市長	(略)	
17 市長	川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による受給資格の登録及び医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、準生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、障害者関係情報、子ども医療費関係情報、ひとり親家庭等医療費関係情報、国民健康保険給付関係情報、後期高齢者医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの		14 市長	川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による受給資格の登録及び医療費助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、準生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、障害者関係情報、子ども医療費関係情報、ひとり親家庭等医療費関係情報、国民健康保険給付関係情報又は後期高齢者医療保険給付関係情報_____ _____であって規則で定めるもの
18 市長	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの				
19 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のな	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの		15 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のな	準生活保護関係情報_____ _____であって規則で定めるもの

		い者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの			い者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	
20 市長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの				
21 市長	川口市子ども医療費の支給に関する条例による受給資格の登録及び医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、準生活保護関係情報、重度心身障害者医療費関係情報、ひとり親家庭等医療費関係情報、国民健康保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの		16 市長	川口市子ども医療費の支給に関する条例による受給資格の登録及び医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、準生活保護関係情報、重度心身障害者医療費関係情報、ひとり親家庭等医療費関係情報又は国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による受給者証の交付及び医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、準生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、重度心身障害者医療費関係情報、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報、子ども医療費関係情報、国民健康保険給付関係情報、後期高齢者医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの		17 市長	川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による受給者証の交付及び医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、準生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、重度心身障害者医療費関係情報、児童扶養手当関係情報、子ども医療費関係情報、国民健康保険給付関係情報又は後期高齢者医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

<u>23</u> 市長	児童福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
<u>24</u> 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
<u>25</u> 市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
<u>26</u> 市長	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
<u>27</u> 市長	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

<u>18</u> 市長	児童福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報____であって規則で定めるもの
<u>19</u> 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による__ 子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報____であって規則で定めるもの
<u>20</u> 市長	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報____であって規則で定めるもの
<u>21</u> 市長	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事	準生活保護関係情報____であって規則で定めるもの

		務であって規則で定めるもの				務であって規則で定めるもの	
<u>28</u> 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの		<u>22</u> 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの	
<u>29</u> 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの		<u>23</u> 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの	
<u>30</u> 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの		<u>24</u> 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの	
<u>31</u> 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの		<u>25</u> 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの	
<u>32</u> 市長	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは	準生活保護関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの		<u>26</u> 市長	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは	準生活保護関係情報_____であって規則で定めるもの	

	変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	
33 市長	市単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、準生活保護関係情報、障害者関係情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
34 市長	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
35 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	特定個人番号利用事務に係る情報、介護保険法による居宅サービス等を利用する被保険者が負担すべき額の一部を補助する事務に係る情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務に係る情報、川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による受給資格の登録及び医療費助成金の支給に関する事務に係る情報、川口市子ども医療費の支給に関する条例による受給資格の登録及び医療費の支給に関する事務に係る情報、川口市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による受給者証の交付及び医療費の支給に関する事務に係る情報又は市単独住宅の管理に関する事務に係る情報であって規則で定めるもの

	変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	
27 市長	市単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、準生活保護関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの

36 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
37 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
38 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	特定個人番号利用事務に係る情報又は就学援助に関する事務に係る情報であって規則で定めるもの

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域生活支援事業関係情報 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報をいう。

(2) ～(7) (略)

(8) (略)

(9) ・(10) (略)

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	事 務	情報提供機関	特 定 個 人 情 報
--------	-----	--------	-------------

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ～(6) (略)

(7) 介護保険給付等関係情報 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報をいう。

(8) (略)

(9) 児童扶養手当関係情報 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。

(10) ・(11) (略)

別表第3（第4条関係）

情報照会機関	事 務	情報提供機関	特 定 個 人 情 報
--------	-----	--------	-------------

議案第 96号参考資料

川口市保育施設等事故検証委員会設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市保育施設等事故検証委員会設置条例（平成28年条例第47号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（設置） 第1条 保育施設等<u>の利用又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）</u> <u>第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業の実施に伴い</u>子どもが死亡し、 又は重篤な傷病を負う事故（以下「重大事故」という。）が発生した場合において、当該重大事故の原因の究明及び再発防止のための措置に関し必要な事項について調査審議させるため、重大事故ごとに、川口市保育施設等事故検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。 （定義） 第2条 この条例において「保育施設等」とは、子ども・子育て支援法<u>第27条第1項に規定する特定教育・保育施設、同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業</u> <u>を行う施設及び同法</u>第59条第1項に規定する施設（同法第6条の3第9項から第12項まで又は第39条第1項に規定する業務を目的とするものに限る。）をいう。	（設置） 第1条 保育施設等<u>において当該保育施設等を利用する</u> <u>子どもが死亡し、</u> 又は重篤な傷病を負う事故（以下「重大事故」という。）が発生した場合において、当該重大事故の原因の究明及び再発防止のための措置に関し必要な事項について調査審議させるため、重大事故ごとに、川口市保育施設等事故検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。 （定義） 第2条 この条例において「保育施設等」とは、子ども・子育て支援法<u>（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設、同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業（同条第2号、第10号及び第11号に掲げるものに限る。）</u> <u>を行う施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に規定する施設（同法</u>第39条第1項に規定する業務を目的とするものに限る。）をいう。

議案第 97号参考資料

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照表

○ 川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第22号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（助成の対象） 第3条 医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員若しくは加入者（以下「被保険者等」という。）若しくは社会保険各法による被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1）本市に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。 ア～ウ （略） エ 他の市町村の長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、障害者総合支援法第5条第<u>18</u>項に規定する共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者 オ～コ （略） （2）～（12） （略） 2 （略）	（助成の対象） 第3条 医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員若しくは加入者（以下「被保険者等」という。）若しくは社会保険各法による被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1）本市に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。 ア～ウ （略） エ 他の市町村の長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、障害者総合支援法第5条第<u>17</u>項に規定する共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者 オ～コ （略） （2）～（12） （略） 2 （略）

○ 川口市社会福祉センター設置及び管理条例（平成８年条例第３８号）（第２条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（業務） 第４条 センターの業務は、次のとおりとする。 （１）（略） （２）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）<u>第５条第２８項</u>に規定する地域活動支援センターとして障害者に対し次に掲げる便宜を供与する事業（以下「地域活動支援センター事業」という。）に関すること。 ア～ケ （略） （３）・（４）（略）	（業務） 第４条 センターの業務は、次のとおりとする。 （１）（略） （２）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）<u>第５条第２７項</u>に規定する地域活動支援センターとして障害者に対し次に掲げる便宜を供与する事業（以下「地域活動支援センター事業」という。）に関すること。 ア～ケ （略） （３）・（４）（略）

○ 川口市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２９年条例第６７号）（第３条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第１条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第８０条第１項の規定に基づき、地域活動支援センター（<u>法第５条第２８項</u>に規定する地域活動支援センターをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	（趣旨） 第１条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第８０条第１項の規定に基づき、地域活動支援センター（<u>法第５条第２７項</u>に規定する地域活動支援センターをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

○ 川口市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２９年条例第６８号）（第４条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第１条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第８０条第１項の規定に基づき、福祉ホーム（法第５条第２<u>９</u>項に規定する福祉ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	（趣旨） 第１条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第８０条第１項の規定に基づき、福祉ホーム（法第５条第２<u>８</u>項に規定する福祉ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

議案第 98号参考資料

川口市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表
○ 川口市立保育所設置及び管理条例（昭和51年条例第12号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
(略)			(略)		
川口市立青木北保育所	川口市西青木1丁目8番28号	60人	(略)		

議案第 99号参考資料

川口市心身障害福祉センターわかゆり学園設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市心身障害福祉センターわかゆり学園設置及び管理条例（昭和58年条例第17号）（第1条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（児童発達支援センター） 第4条 児童発達支援センターは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する施設とし、<u>同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第5項に規定する保育所等訪問支援その他同法第43条に規定する援助のうち市長が必要と認めるものを提供する。</u> （就労移行支援事業所） 第8条 就労移行支援事業所は、障害者総合支援法<u>第5条第14項</u>に規定する就労移行支援を行う。 （就労継続支援B型事業所） 第9条 就労継続支援B型事業所は、障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労継続支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に限る。）を行う。 （地域活動支援センター） 第11条 地域活動支援センター（以下「センター」という。）は、障害者総合支援法<u>第5条第28項</u>に規定する施設として、次に掲げる事業を行う。 （1）～（5）（略）	（児童発達支援センター） 第4条 児童発達支援センターは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する施設とし、<u>同条第1号に定める支援</u> _____を提供する。 （就労移行支援事業所） 第8条 就労移行支援事業所は、障害者総合支援法<u>第5条第13項</u>に規定する就労移行支援を行う。 （就労継続支援B型事業所） 第9条 就労継続支援B型事業所は、障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に限る。）を行う。 （地域活動支援センター） 第11条 地域活動支援センター（以下「センター」という。）は、障害者総合支援法<u>第5条第27項</u>に規定する施設として、次に掲げる事業を行う。 （1）～（5）（略）

○ 川口市心身障害福祉センターわかゆり学園設置及び管理条例（第２条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																																				
（施設及び定員等） 第2条 わかゆり学園に置く施設及びその定員又は利用定員（1の日に受け入れることができる人数をいう。）は、次のとおりとする。 <table><tr><th>施設名</th><th>定員</th><th>利用定員</th></tr><tr><td>児童発達支援センター</td><td>人 30</td><td>（略）</td></tr><tr><td>生活介護事業所</td><td>130</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td colspan="3">備考 地域活動支援センターの利用定員は、第9条第1号に掲げる事業の利用に係る人数とする。</td></tr></table> （利用できる者） 第5条 前条 に規定する施設を利用することができる者は、小学校就学前の障害児（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）であって次に掲げるものとする。 (1) ・ (2) （略）	施設名	定員	利用定員	児童発達支援センター	人 30	（略）	生活介護事業所	130	（略）	（略）			備考 地域活動支援センターの利用定員は、第9条第1号に掲げる事業の利用に係る人数とする。			（施設及び定員等） 第2条 わかゆり学園に置く施設及びその定員又は利用定員（1の日に受け入れることができる人数をいう。）は、次のとおりとする。 <table><tr><th>施設名</th><th>定員</th><th>利用定員</th></tr><tr><td>児童発達支援センター</td><td>人 40</td><td>（略）</td></tr><tr><td>児童発達支援事業所</td><td>二</td><td>30</td></tr><tr><td>生活介護事業所</td><td>185</td><td>（略）</td></tr><tr><td>就労移行支援事業所</td><td>6</td><td>二</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td colspan="3">備考 地域活動支援センターの利用定員は、第11条第1号に掲げる事業の利用に係る人数とする。</td></tr></table> （児童発達支援事業所） 第5条 児童発達支援事業所は、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（同項に規定する児童発達支援センターで行う支援を除く。）を行う。 （利用できる者） 第6条 前2条 に規定する施設を利用することができる者は、小学校就学前の障害児（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）であって次に掲げるものとする。 (1) ・ (2) （略）	施設名	定員	利用定員	児童発達支援センター	人 40	（略）	児童発達支援事業所	二	30	生活介護事業所	185	（略）	就労移行支援事業所	6	二	（略）			備考 地域活動支援センターの利用定員は、第11条第1号に掲げる事業の利用に係る人数とする。		
施設名	定員	利用定員																																			
児童発達支援センター	人 30	（略）																																			
生活介護事業所	130	（略）																																			
（略）																																					
備考 地域活動支援センターの利用定員は、第9条第1号に掲げる事業の利用に係る人数とする。																																					
施設名	定員	利用定員																																			
児童発達支援センター	人 40	（略）																																			
児童発達支援事業所	二	30																																			
生活介護事業所	185	（略）																																			
就労移行支援事業所	6	二																																			
（略）																																					
備考 地域活動支援センターの利用定員は、第11条第1号に掲げる事業の利用に係る人数とする。																																					

2 前項第1号に規定する保護者は、前条に規定する施設を同号の障害児に利用させようとするときは、あらかじめ市長に申請し、許可を受けなければならない。

第6条 (略)

第7条 (略)

(利用できる者)

第8条 前2条に規定する施設を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) ～(3) (略)

2 前項第1号に規定する者は、前2条に規定する施設を利用しようとするときは、あらかじめ市長に申請し、許可を受けなければならない。

第9条～第12条 (略)

(使用料)

第13条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。

(1) 第5条第2項の許可を受けた保護者 児童福祉法に基づき内閣総理大臣が定める基準により算定した額及び同法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用として市長が別に定める額の合計額

(2) 第8条第2項の許可を受けた者 障害者総合支援法に基づき主務大臣が定める基準により算定した額及び同法第29条第1項に規定する特定費用として市長が別に定める額の合計額

(3) 第11条の許可(第9条第1号に掲げる事業に係る許可に限る。)を受けた者 別表に定める額

第14条～第16条 (略)

別表 (第13条関係)

(略)

2 前項第1号に規定する保護者は、前2条に規定する施設を同号の障害児に利用させようとするときは、あらかじめ市長に申請し、許可を受けなければならない。

第7条 (略)

(就労移行支援事業所)

第8条 就労移行支援事業所は、障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を行う。

第9条 (略)

(利用できる者)

第10条 前3条に規定する施設を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) ～(3) (略)

2 前項第1号に規定する者は、前3条に規定する施設を利用しようとするときは、あらかじめ市長に申請し、許可を受けなければならない。

第11条～第14条 (略)

(使用料)

第15条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。

(1) 第6条第2項の許可を受けた保護者 児童福祉法に基づき内閣総理大臣が定める基準により算定した額及び同法第21条の5の3第1項に規定する通所特定費用として市長が別に定める額の合計額

(2) 第10条第2項の許可を受けた者 障害者総合支援法に基づき主務大臣が定める基準により算定した額及び同法第29条第1項に規定する特定費用として市長が別に定める額の合計額

(3) 第13条の許可(第11条第1号に掲げる事業に係る許可に限る。)を受けた者 別表に定める額

第16条～第18条 (略)

別表 (第15条関係)

(略)

○ 川口市心身障害福祉センターわかゆり学園設置及び管理条例（第 3 条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																								
（施設及び定員等） 第2条 わかゆり学園に置く施設及びその定員又は利用定員（1の日に受け入れることができる人数をいう。）は、次のとおりとする。 <table><tr><th>施設名</th><th>定員</th><th>利用定員</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td colspan="3">備考 地域活動支援センターの利用定員は、<u>第8条第1号</u>に掲げる事業の利用に係る人数とする。</td></tr></table>	施設名	定員	利用定員	（略）			備考 地域活動支援センターの利用定員は、 <u>第8条第1号</u> に掲げる事業の利用に係る人数とする。			（施設及び定員等） 第2条 わかゆり学園に置く施設及びその定員又は利用定員（1の日に受け入れることができる人数をいう。）は、次のとおりとする。 <table><tr><th>施設名</th><th>定員</th><th>利用定員</th></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td><u>就労継続支援B型事業所</u></td><td><u>44</u></td><td><u>二</u></td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td colspan="3">備考 地域活動支援センターの利用定員は、<u>第9条第1号</u>に掲げる事業の利用に係る人数とする。</td></tr></table>	施設名	定員	利用定員	（略）			<u>就労継続支援B型事業所</u>	<u>44</u>	<u>二</u>	（略）			備考 地域活動支援センターの利用定員は、 <u>第9条第1号</u> に掲げる事業の利用に係る人数とする。		
施設名	定員	利用定員																							
（略）																									
備考 地域活動支援センターの利用定員は、 <u>第8条第1号</u> に掲げる事業の利用に係る人数とする。																									
施設名	定員	利用定員																							
（略）																									
<u>就労継続支援B型事業所</u>	<u>44</u>	<u>二</u>																							
（略）																									
備考 地域活動支援センターの利用定員は、 <u>第9条第1号</u> に掲げる事業の利用に係る人数とする。																									
（利用できる者） <u>第7条 前条</u>に規定する施設を利用することができる者は、次に掲げる者とする。 （1）～（3） （略） 2 前項第1号に規定する者は、<u>前条</u>に規定する施設を利用しようとするときは、あらかじめ市長に申請し、許可を受けなければならない。 <u>第8条～第11条</u> （略）	<u>（就労継続支援B型事業所）</u> <u>第7条 就労継続支援B型事業所は、障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労継続支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に限る。）を行う。</u> （利用できる者） <u>第8条 前2条</u>に規定する施設を利用することができる者は、次に掲げる者とする。 （1）～（3） （略） 2 前項第1号に規定する者は、<u>前2条</u>に規定する施設を利用しようとするときは、あらかじめ市長に申請し、許可を受けなければならない。 <u>第9条～第12条</u> （略）																								

(使用料) <u>第 1 2 条</u> 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。 (1) (略) (2) <u>第 7 条第 2 項</u>の許可を受けた者 障害者総合支援法に基づき主務大臣が定める基準により算定した額及び同法第 2 9 条第 1 項に規定する特定費用として市長が別に定める額の合計額 (3) <u>第 1 0 条</u>の許可 (<u>第 8 条第 1 号</u>に掲げる事業に係る許可に限る。)を受けた者 別表に定める額 <u>第 1 3 条～第 1 5 条</u> (略) 別表 (<u>第 1 2 条</u>関係) (略)	(使用料) <u>第 1 3 条</u> 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。 (1) (略) (2) <u>第 8 条第 2 項</u>の許可を受けた者 障害者総合支援法に基づき主務大臣が定める基準により算定した額及び同法第 2 9 条第 1 項に規定する特定費用として市長が別に定める額の合計額 (3) <u>第 1 1 条</u>の許可 (<u>第 9 条第 1 号</u>に掲げる事業に係る許可に限る。)を受けた者 別表に定める額 <u>第 1 4 条～第 1 6 条</u> (略) 別表 (<u>第 1 3 条</u>関係) (略)
---	---

議案第 1 0 1 号参考資料

川口市障害者就労継続支援施設設置及び管理条例を廃止する等の条例案新旧対照表
○ 川口市障害者就労継続支援施設設置及び管理条例（平成 2 3 年条例第 9 6 号）（第 2 条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（事業） 第 3 条 支援施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）<u>第 5 条第 1 5 項</u>に規定する就労継続支援を行う。 2 （略）	（事業） 第 3 条 支援施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）<u>第 5 条第 1 4 項</u>に規定する就労継続支援を行う。 2 （略）

議案第103号参考資料

川口市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表
○ 川口市立公民館設置及び管理条例（昭和46年条例第14号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案								現 行							
別表第 1 （第 2 条関係）								別表第 1 （第 2 条関係）							
名 称				位 置				名 称				位 置			
(略)								(略)							
川口市立横曽根公民館				川口市西川口 5 丁目 2 番 1 号				川口市立西川口公民館				川口市西川口 5 丁目 2 番 1 号			
(略)								(略)							
川口市立横曽根公民館				川口市仲町 1 0 番 1 6 号				川口市立横曽根公民館				川口市仲町 1 0 番 1 6 号			
(略)								(略)							
別表第 2 （第 1 1 条関係）								別表第 2 （第 1 1 条関係）							
館 名	室 名	使 用 料						館 名	室 名	使 用 料					
		午前 9 時～午前 11 時	午前 11 時～午後 1 時	午後 1 時～午後 3 時	午後 3 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 7 時	午後 7 時～午後 9 時			午前 9 時～午前 11 時	午前 11 時～午後 1 時	午後 1 時～午後 3 時	午後 3 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 7 時	午後 7 時～午後 9 時
(略)								(略)							
横曽根 公民館	ホール	550	550	1, 100	1, 100	1, 100	1, 100	西川口 公民館	ホール	270	270	550	550	820	820
	日本間	160	160	330	330	490	490		日本間 1 号	160	160	330	330	490	490
	講座室	220	220	440	440	660	660		日本間 2 号	160	160	330	330	490	490
	会議室 1 号	160	160	330	330	490	490		講座室	220	220	440	440	660	660
	会議室 2 号	160	160	330	330	490	490		会議室	140	140	270	270	410	410

会議室 3 号	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>270</u>	<u>270</u>	<u>410</u>	<u>410</u>
会議室 4 号	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>490</u>
会議室 5 号	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>490</u>
料理実習室	<u>220</u>	<u>220</u>	<u>440</u>	<u>440</u>	<u>660</u>	<u>660</u>
ミーティング 室	<u>140</u>	<u>140</u>	<u>270</u>	<u>270</u>	<u>410</u>	<u>410</u>
視聴覚室	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>490</u>
(略)						

備考 (略)

	料理実習室	<u>220</u>	<u>220</u>	<u>440</u>	<u>440</u>	<u>660</u>	<u>660</u>
(略)							
横曽根 公民館	ホール	<u>550</u>	<u>550</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>
	日本間	<u>220</u>	<u>220</u>	<u>440</u>	<u>440</u>	<u>660</u>	<u>660</u>
	集会室	<u>270</u>	<u>270</u>	<u>550</u>	<u>550</u>	<u>820</u>	<u>820</u>
	会議室	<u>160</u>	<u>160</u>	<u>330</u>	<u>330</u>	<u>490</u>	<u>490</u>
	料理実習室	<u>220</u>	<u>220</u>	<u>440</u>	<u>440</u>	<u>660</u>	<u>660</u>
(略)							

備考 (略)

議案第 1 0 4 号参考資料

川口市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表
○ 川口市立図書館設置及び管理条例（昭和 5 3 年条例第 3 6 号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																
（名称及び位置） 第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>川口市立横曽根図書館</td><td><u>川口市西川口 5 丁目 2 番 1 号</u></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table> 2 （略）	名 称	位 置	（略）		川口市立横曽根図書館	<u>川口市西川口 5 丁目 2 番 1 号</u>	（略）		（名称及び位置） 第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>川口市立横曽根図書館</td><td><u>川口市仲町 1 0 番 1 6 号</u></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table> 2 （略）	名 称	位 置	（略）		川口市立横曽根図書館	<u>川口市仲町 1 0 番 1 6 号</u>	（略）	
名 称	位 置																
（略）																	
川口市立横曽根図書館	<u>川口市西川口 5 丁目 2 番 1 号</u>																
（略）																	
名 称	位 置																
（略）																	
川口市立横曽根図書館	<u>川口市仲町 1 0 番 1 6 号</u>																
（略）																	

議案第131号参考資料

川口市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

○ 川口市税条例（昭和29年条例第11号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（種別割の税率） 第85条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオに掲げるものを除く。</u>） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの（<u>ウに掲げるものを除く。</u>）又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u> <u>エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</u> <u>オ</u> （略） (2)・(3) （略） （種別割の減免） 第93条 （略） 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免をうけようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。	（種別割の税率） 第85条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エに</u>_____掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの<u>又は</u>_____定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は</u>_____定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>エ</u> （略） (2)・(3) （略） （種別割の減免） 第93条 （略） 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免をうけようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) ～(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 (第85条第1号ウに掲げる原動機付自転車
にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6) ～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第93条の2 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、主務大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) ～(4) (略)

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(1) ～(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 _____

(6) ～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第93条の2 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、主務大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は _____ 身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示する

_____とともに、
次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) ～(4) (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び _____
_____有効期限並びに運転免許の種類及び条件が
附されている場合にはその条件

(6) (略) <u>3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u> <u>4・5</u> (略) 附 則 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第11条の3 (略) 2～13 (略) <u>14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u> <u>15・16</u> (略)	(6) (略) <u>3・4</u> (略) 附 則 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第11条の3 (略) 2～13 (略) <u>14・15</u> (略)
---	---

議案第132号参考資料

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

○ 川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（税額の減額） 第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。 (1) （略） (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>305,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～ウ （略） (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人	（税額の減額） 第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が240,000円を超える場合には、240,000円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。 (1) （略） (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>295,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～ウ （略） (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人

につき <u>5 6 0, 0 0 0</u> 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。） ア～ウ （略） 2・3 （略）	につき <u>5 4 5, 0 0 0</u> 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前 2 号に該当する者を除く。） ア～ウ （略） 2・3 （略）
---	---